



様式第3号 (表面)

(日本産業規格A列4)

届出制手数料届出書
届出制手数料変更届出書

① 令和2年7月31日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな) いっぱんしゃだんほうじん しずおかけんいしかい
一般社団法人 静岡県医師会
②届出者 氏名 会長 きの ひら こう いち
紀 平 幸 一

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	22-ユ-300669
(ふりがな) ④氏 名 又 は 名 称	いっぱんしゃだんほうじん しずおかけんいしかい 一般社団法人 静岡県医師会
(ふりがな) ⑤所 在 地	= 4 2 0 - 0 8 3 9 電話054(246)6151 しずおかけんしずおかしあおいくたかじょう 静岡県静岡市葵区鷹匠三丁目6番3号
⑥適用開始・変更予定日	令和2年 11 月 1 日
⑦届出・変更届出内容	別添の手数料表のとおり (様式例第3号-1)
⑧備 考	事務局総括参事 中山 徳幸 TEL054-246-6151

様式例第3号－1 【一般登録型】

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用 (※1)	0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】 (※2)	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 20%（または 円） (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 20%（または 円） 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 (※3) *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 10%（または 円） 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税（※4）は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 22-ユ-300669

事業所の名称及び所在地 一般社団法人静岡県医師会

静岡県静岡市葵区鷹匠三丁目6番3号

*当事業所は、返戻金制度を設けておりません。